

別記様式

(表面)

第 号	
独立行政法人通則法第64条の規定により農林水産省の所管する独立行政法人に対し立入検査をする農林水産省の職員の身分証明書	
写 真	官 職
	氏 名
	年 月 日発行
	年 月 日限り有効
(押出スタンプ)	農林水産大臣 印

(裏面)

独立行政法人通則法 (抜粋)

(報告及び検査)

第64条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第70条 第64条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A7とすること。